令和3年度

# 電子帳簿保存法改正の概要

Shin-Yamato Tax Corporation

新大和税理士法人

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、記帳水準向上及び適正な課税の実現等の観点から、電子帳簿保存制度を抜本的に見直す。
- システム要件・事前手続き・内部統制要件の三位一体見直しにより、利用促進が大いに期待される。

## ○ 電子帳簿保存制度の各種要件と令和３年度税制改正大綱における見直し事項（全体像）

システム要件

**【①帳簿書類の電子保存】**

(1)閲覧用モニター(PC等)、説明書の備付け 等
(2)検索機能、訂正削除履歴の確保 等
**⇒・最低限(1)を満たせば、電子保存が可能に**
**・(1)(2)両方満たせば、税制上のメリット有**

**【②スキャナ保存】**

・検索機能の確保
・訂正削除履歴の確保 等

«スキャナ保存特有の要件»
・タイムスタンプの付与
**→クラウド保存等も可能に**
・解像度、大きさ情報、カラー階調
・帳簿との相互関連性の確保　等

**【③電子取引のデータ保存義務】**

・検索機能の確保 等
**⇒・検索要件の簡素化（日付・金額・取引先のみ）※①・②も同様**
**・売上高1,000万円以下の事業者は全ての検索要件が不要に**

電子保存開始前の手続き

**税務署による事前承認を廃止**

承認件数：約27万件
(2020年3月時点)

**税務署による事前承認を廃止**

承認件数：約4,000件
(2020年3月時点)

内部統制要件　※詳細は後掲

«スキャナ保存特有の要件»
・タイムスタンプ付与の日数期限
**⇒３日以内→最長約２か月以内にまで緩和**

・定期検査（原本⇔データの突合作業）
※検査実施までは原本の廃棄が不可
**⇒要件を廃止して、スキャナ後すぐに原本廃棄可**

・相互けん制（２名以上での事務処理）
**⇒要件を廃止して１名での事務処理も可能に**

・書類への自署 **⇒自署を不要に**

※　要件が大幅に緩和される代わりに、不正抑止の担保措置として、②スキャナ保存、③電子取引については、電子データに関連して改ざん等の不正が把握された場合はペナルティ（重加算税の加重措置）が課されることとなる。

（出典：経済産業省資料）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

## 【参考2】中小企業の"ニューノーマル"を阻む紙保存の実態

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業において、**請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人の割合は5割**に達する。

**"ニューノーマル"と取引関係書類の紙保存の関係**

| | |
|---|---|
| **リモートワーク** | - 緊急事態宣言に伴い拡大<br>- リモートワーク中の"押印出社"が社会課題化 |
| **ワーケーション** | - 旅先で余暇を楽しみつつ働く、新しいワークスタイル |
| **デジタル田園都市** | - デジタル技術によって働き方等が柔軟になり、どこにいても国民の生活の質は高く維持される社会の実現 |

- いずれも**企業の多拠点化**促進につながる概念・トレンド
- 紙をローカルで管理するのではなく、クラウドにより**どこからでもアクセス・管理可能にすることで**多拠点運営が容易に。

**リモートワーク中に請求書・領収書等（取引関係書類）の管理（提出や確認）のために出勤したことがあるか＊**

※回答対象：リモートワーク実施者

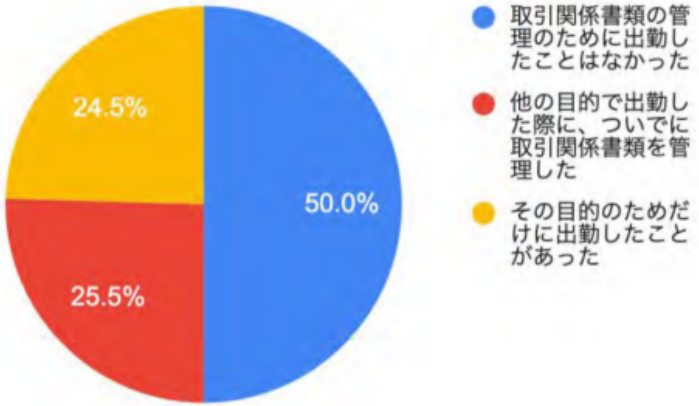


＊2020年8月5日～7日、クラウド会計ソフト利用の中小企業の経営者・経理担当者を対象としたアンケート、回答者数1075（単回答）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

## 電子取引の推進（データの授受や活用方法の多様化への対応）

### 現状（書類ベースの経費精算）

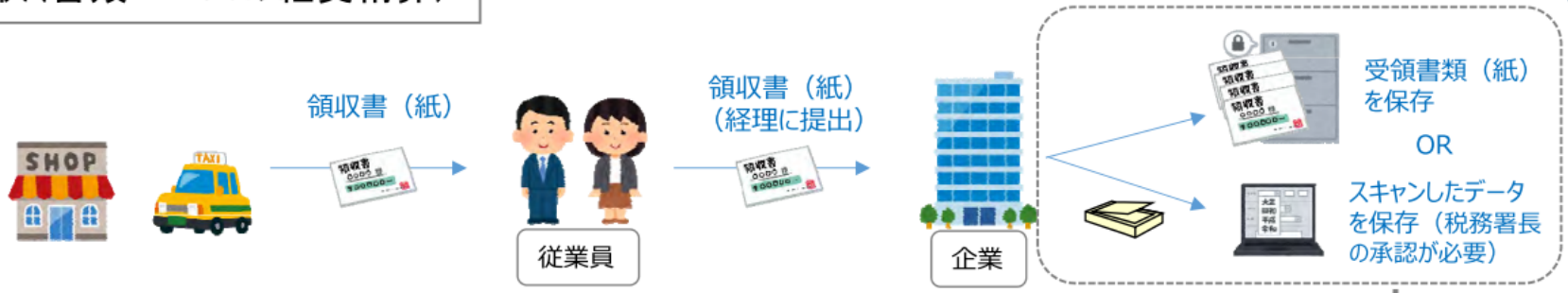


### 電子データを活用した経費精算（例）

（出所：政府税調会議資料）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

## 電子帳簿保存の推進（取引データと帳簿・申告データの連携）（イメージ）

○ 取引に係る請求書等データの授受の普及・促進（データの適正性を確保できるシステムを利用）
○ 請求書等データを活用した経理・税務手続の電子化・自動化
⇒ 帳簿に自動反映されたデータを申告書に自動反映し、電子申告を実施

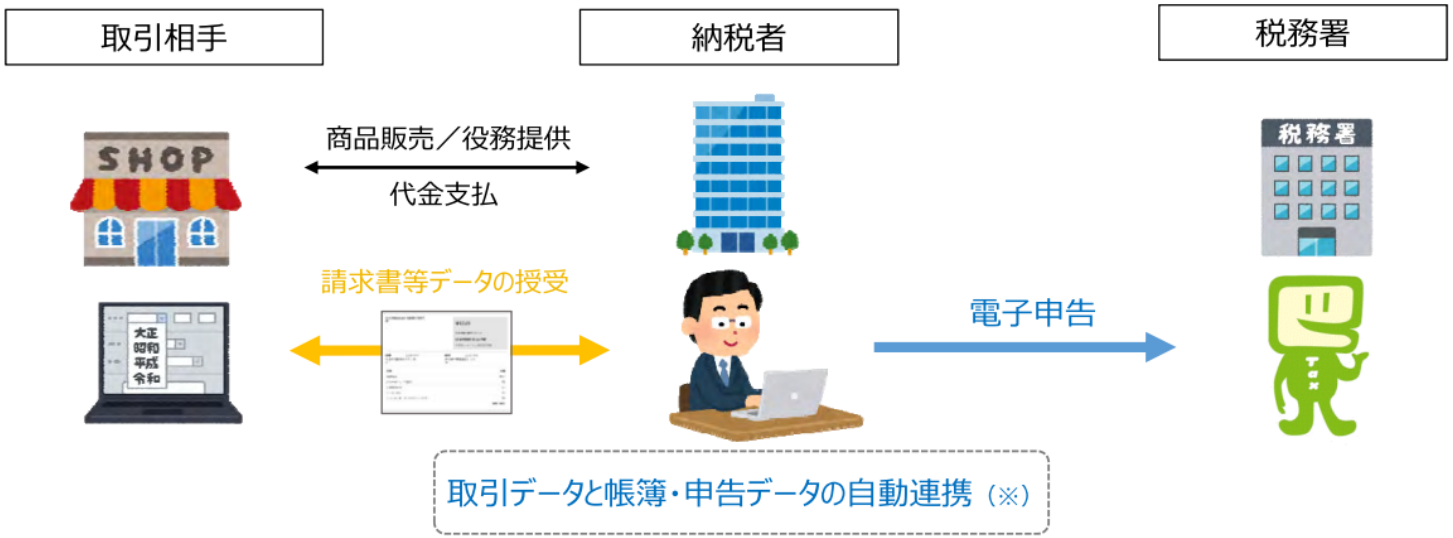


事務負担の軽減（バックオフィスの効率化）
及び簡便かつ正確な経理・税務手続の実現

※ 勘定科目の区分や経費該当性の判断に関する正確性を期するため、会計業務等は従来通り必要となる点に留意。

（出所：政府税調会議資料）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の改正への対応

＜電子化のメリット＞

| | | |
|---|---|---|
| ①紙の書類を処理するために出社していた。 | ⇒ | テレワークの推進 |
| ②紙の帳簿や書類の保管スペースが必要なため、外部に有料で倉庫等を借りている。 | ⇒ | 賃料削減。スペースの削減により狭い事務所へ移転が可能 |
| ③紙の書類を探す時間がかかっていた。 | ⇒ | 書類を探す時間の削減 |
| ④紙の書類を作成、送付する時間及びコストがかかっていた。 | ⇒ | 時間の削減、コスト削減 |
| ⑤紙の書類を整理し、ファイリングする時間、コストがかかっていた。 | ⇒ | 時間の削減、コスト削減 |

＜電子化のデメリット＞

| | | |
|---|---|---|
| ①タイムスタンプの導入、経費精算システムの導入 | ⇒ | システム導入によるコストの増加 |

対応によるメリット
コスト削減、
利便性の向上他

対応デメリット
コストその他デメリット

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存法とは

（正式名称）
**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律**

**導入**

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の３種類に区分されています。

**～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～**

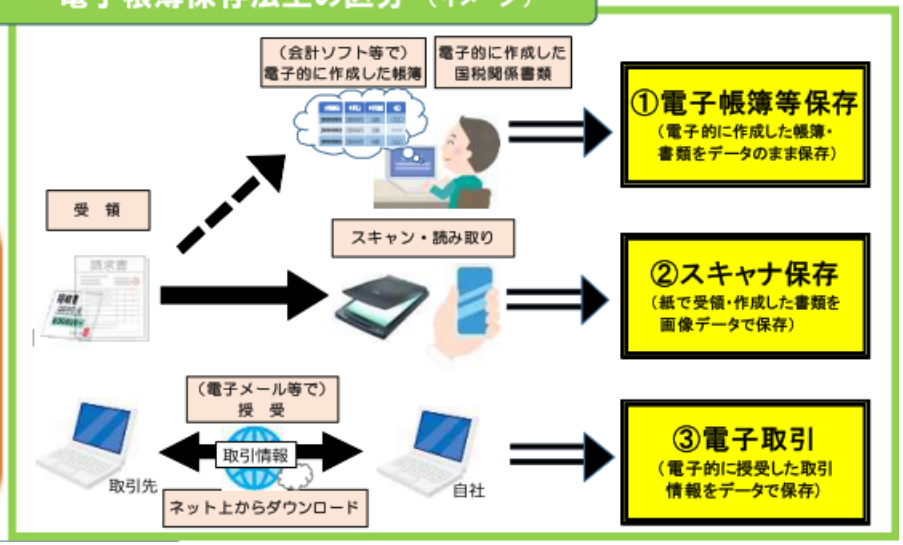

電子で保存することを認めた法律

＜電子帳簿保存法の区分＞

| | | |
|---|---|---|
| ・会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿<br>・電子的に作成した決算書類や自社発行書類の控え | ⇨ | ① 電子帳簿等保存<br>電子的に作成した帳簿・書類を電子データのまま保存 |
| ・領収書・請求書などを紙で受領 | ⇨ | ② スキャナ保存<br>紙で受領・作成した書類を画像データで保存 |
| ・Eメールで受領<br>・ネットからダウンロード<br>・電子で受領 | ⇨ | ③ 電子取引<br>電子的に受領した取引情報をデータで保存しなければならない |

義務規定

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.  All Rights Reserved.

# 「帳簿」と「書類」

法人税法施行規則59条(帳簿書類の整理保存)

第五十九条　青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地(第三号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。

一　第五十四条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する帳簿並びに当該青色申告法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二　棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

三　取引に関して、相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

国税関係帳簿

決算関係書類

取引関係書類

国税関係書類

＜帳簿とは＞

取引に関し、書類に基づいて作成するもの
(例)仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳

＜書類とは＞

① 取引関係書類
取引に関し、自らが発行した書類又は相手から受領する書類　(例)請求書(控え)、領収書(控え)、注文書、契約書、送り状、領収書、請求書、見積書他

② 決算関係書類
決算の際に作成する書類　(例)棚卸表、貸借対照表、損益計算書他

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.  All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存法の概要

| 国税関係　帳簿 | 国税関係　書類 | | | 電子取引 |
|---|---|---|---|---|
| ・仕訳帳 | 決算関係書類 | 取引関係書類 | | ・請求書 |
| ・総勘定元帳 | ・貸借対照表 | 自己が発行 | 相手から授受 | ・見積書 |
| | ・損益計算書 | ・見積書控 | ・領収書 | ・納品書 |
| その他の補助元帳 | ・試算表 | ・発注書控 | ・請求書 | ・注文書 |
| ・売上台帳 | ・棚卸表 | ・納品書控 | ・納品書 | ・契約書 |
| ・仕入台帳 | など | ・請求書控 | ・見積書 | など |
| ・現金出納帳 | | など | など | |
| ・固定資産台帳 | | | | |
| ・売掛金台帳 | | | | |
| ・買掛金台帳など | | | | |
| 電帳法4条1項 | 電帳法4条2項 | | 電帳法4条3項 | 電帳法7条 |
| ～　電子帳簿保存法上の区分（イメージ）　～ | | | | |
| ①電子帳簿等保存(電子データのまま保存) | | | ②スキャナ保存 | ③電子データ保存 |
| 自分で最初からPCなどで作成したもの | | | 紙で授受したもの | データで授受したもの |

| 区分 | 開始時期 |
|---|---|
| 国税関係帳簿 | 令和4年1月1日以降に開始する事業年度から適用 |
| 国税関係書類 | 令和4年1月1日以後の分から随時適用 |

# 電子取引の保存制度の概要

＜電子取引の保存制度概要＞

① 所得税及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければなりません。（法7）

＜電子取引による保存を行わなかった場合＞

問42　電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか。

【回答】

令和４年１月１日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。

したがって、災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

なお、青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

保存義務を満たさなかった場合、青色申告が取り消される可能性も！

11月12日に国税庁が情報が追加

その取引が正しく記帳され申告にも反映されており，保存すべき取引情報の内容が電子データ以外の請求書や領収書等の「書面」において確認できるような場合には，それ以外の特段の事由が無いにも関わらず，直ちに青色申告の承認が取り消されたり，金銭の支出がなかったものとして経費性を否認されたりすることにはならない

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度の概要

＜電子取引とは＞

① 電子取引とは、取引情報（取引に関し受領し又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方法により行う取引をいいます。（法2五）

＜取引の一連の流れ＞

①見積書 → ②契約書 → ③発注（注文）書 → ④送り状・納品書 → ⑤請求書 → ⑥領収書

＜送り状とは＞

「送り状」は、書面や物品等を郵送する際に添付される書面で、物品の場合には納品書として使用されるものです。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子取引の範囲

＜電子取引（基本通達2-2）＞

取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て電子取引に該当する。

| 分類 | 概要 | 取引例 |
|---|---|---|
| EDI取引 | 商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みで、受発注管理・決済管理システムなどに利用されます。 | ・調達や購買に関する<br>見積～発注～納品～検収～請求～支払の一連業務 |
| | | ・金融機関との取引業務（入金・振込・取引情報）<br>※インターネットバンキングを利用した取引は、EDI取引に該当する。 |
| インターネット | インターネット等を利用した取引 | ・経費の立替精算業務 |
| | | ・契約業務 |
| | | ・電子レシート |
| | インターネット上のサイトを利用した取引 | ・物品等の購入（経費・仕入） |
| | | ・鉄道/航空・宿泊代の支払（出張・移動の交通費等） |
| | | ・ECサイトを利用した販売（ネット販売） |
| | その他 | ・複合機のFAXで電子保存 |
| 電子メール | 電子メールを利用した取引 | ・調達や購買に関する<br>見積～発注～納品～検収～請求～支払の一連業務<br>・契約やその他取引 |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度の要件

＜電子取引の保存ルール概要＞

| 要件 |
| --- |
| ① 見読可能装置の備付け等（規2②二）…ディスプレイ・プリンタ、説明書の備付け<br>※自社開発のプログラムを使用する場合に限り、電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付けが必要です。（規2②一イ，⑥七，4①） |
| ② 検索機能の確保（規⑥六）…ア.「取引日付」、「金額」、「取引先」で検索できる。<br>イ. 日付又は金額の範囲指定により検索できること<br>ウ. 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること<br>税務署職員の質問検査時にダウンロードの求めに応じれば、不要<br>※ 基準期間の売上高1千万円以下の事業者で税務署職員のダウンロードの求めに応じる場合は、検索要件自体が不要になります。 |
| ③ 次のいずれかの措置を行う（規4①）<br>一 タイムスタンプが付された後の授受<br>二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに（規程を定めている場合に限る））タイムスタンプを付す<br>三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用<br>四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備え付け<br>最長で2か月と7営業日以内<br>国税庁のHPにサンプルがあります。 |

上記①及び②の要件は必ず満たす必要がありますが、③については、会社毎にどの要件を選択するかについて、検討が必要となります。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 検索機能の確保

下記のいずれかの方法で検索機能の確保が可能です。
① ファイル名に「日付」、「取引先」、「金額」を付けて保存する。
② ファイル名には管理番号を付し、別途エクセルで索引簿を作成し、管理する。

従って、必ずしも専用の電子データ管理システム等を導入する必要はありません。

問12　妻と２人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにＰＤＦの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】
例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。
1　請求書データ（ＰＤＦ）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例）　2022年（令和４年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_㈱国税商事_110,000」
2　「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
3　【問24】に記載の規程を作成し備え付ける。
※　税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。
※　判定期間に係る基準期間（通常は２年前です。）の売上高が 1,000 万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記１の設定は不要です。

【解説】
令和３年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。
請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、上記の方法により保存することで要件を満たすこととなると考えられます。
なお、上記１の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。

（索引簿の作成例）
受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する。

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 20210131 | 110,000 | ㈱霞商店 | 請求書 |
| ② | 20210210 | 330,000 | 国税工務店㈱ | 注文書 |
| ③ | 20210228 | 330,000 | 国税工務店㈱ | 領収書 |
| ④ | | | | |
| ⑤ | | | | |
| ⑥ | | | | |
| ⑦ | | | | |
| ⑧ | | | | |

検索金額は、帳簿書類に合わせる。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# タイムスタンプとは

タイムスタンプは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと(存在証明)と、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないこと(非改ざん証明)を証明するものです。
タイムスタンプサービスの信頼の基盤は、タイムスタンプを発行する時刻認証局(TSA:Time-Stamping Authority)が信頼できる第3者(TTP:Trusted Third Party)であることに基づいており、これは、紙文書の場合、日付の証明として、郵便局というTTPの消印(正式名称:「通信日付印」)を用いるのと同じ考え方です。

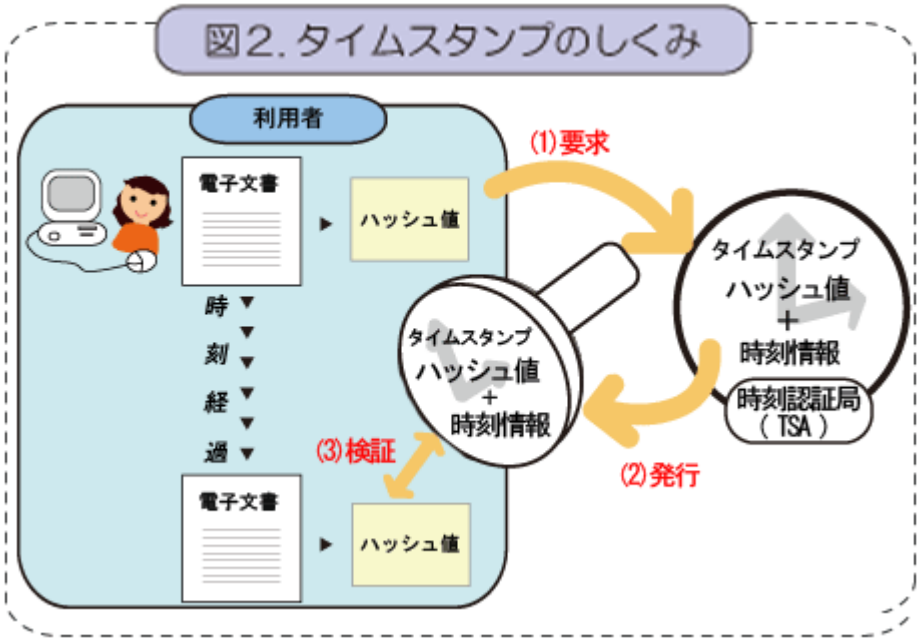


タイムスタンプ付与

タイムスタンプに刻印されている時刻以後、文書が改ざんされていないことを証明する。

(出所)一般社団法人日本データ通信協会

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 訂正削除の履歴が残るシステム・訂正削除できないシステムとは

問30　具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

【回答】

規則第４条第１項第３号に規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしたシステムとは、例えば、

① 電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム

② 電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正・削除前の電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除の内容について、記録・保存を行うとともに、事後に検索・閲覧・出力ができるシステム

等が該当するものと考えます。

【解説】

規則第４条第１項第３号に規定する電子計算機処理システムについて、具体的には、例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報をやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴（ヴァージョン管理）が全て残るクラウドシステムであれば、通常、当該電子計算機処理システムの要件を満たしているものと考えられます。

＜訂正削除ができないシステムのイメージ＞

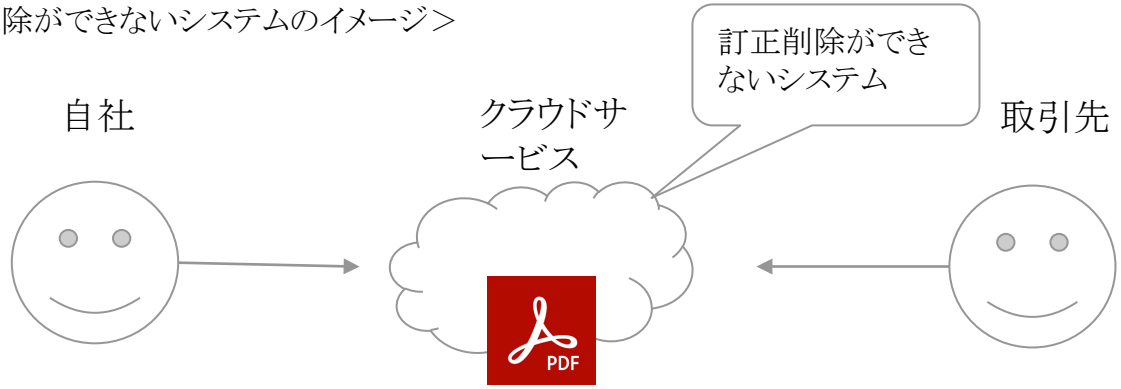


Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子取引の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、○○において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この規程は、○○の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）
第３条　この規程の管理責任者は、●●とする。

第２章　電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）
第４条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。
一　ＥＤＩ取引
二　電子メールを利用した請求書等の授受
三　■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
四　・・・・・・
***記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください***

（取引データの保存）
第５条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

（対象となるデータ）
第６条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。
一　見積依頼情報
二　見積回答情報
三　確定注文情報
四　注文請け情報
五　納品情報
六　支払情報
七　▲▲

保存する電子取引データ

（運用体制）
第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。
一　管理責任者　○○部△△課　課長　ＸＸＸＸ
二　処理責任者　○○部△△課　係長　ＸＸＸＸ

管理体制

（訂正削除の原則禁止）
第８条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）
第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。
一　申請日
二　取引伝票番号
三　取引件名
四　取引先名
五　訂正・削除日付
六　訂正・削除内容
七　訂正・削除理由
八　処理担当者名
２　管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
３　管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
４　処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
５　「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

【国税庁のHPより】

訂正削除のルール

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子取引の保存要件～次のいずれかの措置

【データ保存における留意点（一問一答問4より）】

| 項目 | | ポイント |
|---|---|---|
| ① | 電子メールで請求書等のPDFファイル受領 | ①②共に受領者側でデータの訂正削除可能<br>→「タイムスタンプ付与」または「事務処理規定」で運用が必要<br><br>※メールに関しては、取引情報がメール本文にある場合は、該当するメール本文（スクリーンショット等）の保存も必要 |
| ② | インターネットのHPからダウンロードした請求書等のデータ | |
| ③ | 電子請求書・領収書の授受に係るクラウドサービスを利用 | ③～⑤について、システム上、訂正削除ができない又は記録が残るものを利用していれば要件を満たす<br><br>但し、当該データをダウンロードして自社サーバ等に保存する場合は、<br>「タイムスタンプ付与」または「事務処理規定」で運用が必要 |
| ④ | クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカード等のデータを活用したクラウドサービスを利用 | |
| ⑤ | 特定の取引に係るEDIシステムを利用 | |
| ⑥ | ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用 | ⑥⑦受領者側でデータの訂正削除可能<br>→発行元でタイムスタンプ付与がなければ、<br>「タイムスタンプ付与」または「事務処理規定」で運用が必要 |
| ⑦ | DVD等の記憶媒体を介して受領 | |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 複合機のファックスを利用した取引

（ファクシミリの取扱いについて）

７－８　ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第２条第５号に規定する電子取引に該当することから、規則第４条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

【解　説】

ファクシミリ（以下「ＦＡＸ」という。）とは、一般的に、紙媒体における文書や画像を電話回線等の通信回線によって遠隔地まで転送するシステムのこと、あるいは、そのようなシステムを利用するための装置のことを指し、現在普及しているＦＡＸの使用状況は、書類などの原稿を読み取って相手の機器に送信し、相手側で受信して印刷されるまでが一連の流れとなっている。この点、その通信方法においては電磁的記録によりやりとりされることから、法第２条第５号に規定する電子取引に該当するとも考えられるが、当該やり取りは送受信に係る技術的な側面に過ぎず、現在普及しているＦＡＸの一般的な使用状況を踏まえれば、送信者側も受信者側も書面により確認及び保存することを前提としていることから、そのようなやりとりは書面による取引である旨を明らかにしたものである。なお、当該書面については各税法の規定に従って保存する必要がある。

一方、複合機等のファクシミリ機能（いわゆるペーパーレスＦＡＸ等を含む。）を用いて送受信する場合において、電磁的記録としてデータの取り出し及び保存を前提とし、そのような機能を用いて書面による出力をすることなく電磁的記録の保存を行う場合は、法第２条第５号に規定する電子取引に該当し、規則第４条に規定する要件に従って、当該電磁的記録の保存が必要となる旨併せて留意的に明らかにした。

なお、印紙税が課税されることとなる文書（課税文書）をＦＡＸにより転送し、それを受信側において書面で出力したとしても、印紙税は課税されないことに留意する。

複合機を利用している場合でも、書面による出力を行い、保存する場合には、紙による保存が認められると考えられます。

（出所）基本通達

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.  All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度の概要

＜電子メールによる取引情報を授受する場合＞

問５　電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

【回答】

この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書等に通常記載される事項をいう（法２五）ことから、電子メールにおいて授受される情報の全てが取引情報に該当するものではありません。したがって、そのような取引情報の含まれていない電子メールを保存する必要はありません。

具体的には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを保存する必要がありますが、電子メールの添付ファイルにより授受された取引情報（領収書等）については当該添付ファイルのみを保存しておけばよいことになります。

＜電子メール本文に取引情報が記載されている場合＞

メールデータの検索はどのように行うかですが、メールデータは、本文に記載されている「取引年月日、取引金額、取引先の名称」が入っていても、それを検索要件における「範囲指定」や「記録項目の組合わせ」を設定できるメールソフトは存在しません。この点、JIIMAの法務委員会が電子取引データの保存に係るガイドラインを公表しています（「電子取引　取引情報保存ガイドライン」）。これによれば、メールデータについては、メールの「送受信年月日」、「送受信者」、「件名等」のテキスト検索ができれば良いとされています。国税庁にも本ガイドラインは提供され，その内容が確認されている検索方法です。

※　現状においては当局の公式な見解ではありません。

（税務通信3678号）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度の概要

＜見積金額に変更があった場合等の取り扱い＞

**法第７条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））関係**

（電磁的記録等により保存すべき取引情報）

７－１　法第７条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

(1)　電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。

(2)　取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。

＜解説＞

(2)　メッセージの交換過程で発生する訂正又は加除のデータの取扱い

ＥＤＩ取引では、当初送受信したデータ項目の訂正又は加除のデータも順次やり取りされているが、これらのデータは作成過程のものであるということができ、最終的に確定データとなるものであることから、これらの訂正又は加除のデータを個々に保存することなく、確定データのみを保存することも認められる。

この場合における訂正又は加除のデータとは、確定データに至る前の情報をいうのであるから、例えば、見積書の場合、前の見積金額を変更して、新たな見積金額として確定する場合には、各々の見積金額が確定データとなるのであるから、最終的に合意に至った見積データのみを保存するのではなく、各々の見積データを保存することに留意する。

① 金額交渉により見積もりを複数回取得した場合、全ての見積書を保存する必要があります。

② メールで受領した見積書の記載に誤りがあり，先方から誤りを訂正した見積書を受領した場合は、確定データのみの保存が認められます。

③ 相見積により複数社から見積書を取得した場合、全ての見積書を保存する必要があります。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# インターネットバンキングを利用した取引

【ネットバンキングはEDI取引に該当】
インターネットバンキングの振込結果画面等が電子取引の取引情報に該当するか，疑問視する声を聞く。この点，インターネットバンキングのシステムはEDI取引に該当するため（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会　法務委員会「電子取引　取引情報保存ガイドライン」），「振込先名」や「金額」，「日時」といった銀行窓口で振込等をした場合に受領する控えに相当する情報が表示された画面は，電子取引の取引情報として，電子データでの保存が必要になるという（【参考】）。この場合，検索要件などの要件の充足が必要となるが，簡易的な方法として，振込控え等のダウンロードデータやPDF等の形式にデータ化したファイル名に，日付や相手先，金額を入力するなどの一定の方法で保存が認められる（同問12等）。
もっとも，「振込先名」や「金額」，「日時」といった，銀行窓口で振込等した際に受領する控えに相当する情報が画面に表示されず，「振込依頼を受け付けた旨」のみが表示されている場合は，電子取引の取引情報に該当せず，電子データ保存は不要という（【参考】）。

**【参考】ネットバンキング振込等結果の表示画面の内容と電子データ保存義務の違い**

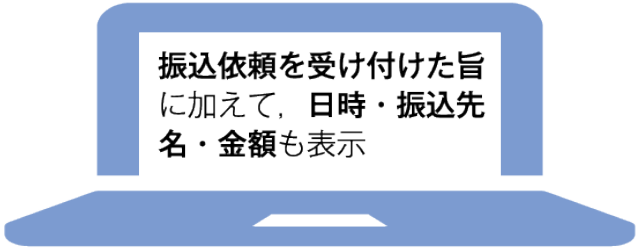


➡**電子データ保存「必要」**
➡**画面をPDF等にデータ化し，ファイル名に日付等を入力する等の一定の保存方法が認められる**

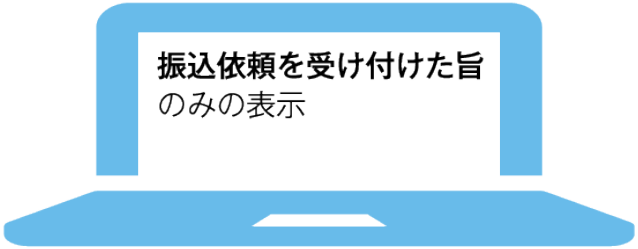


➡**電子データ保存「不要」**

（出所）11月1日税務通信3677号

インターネットバンキングを利用して振込等を多数行っている場合、実務が相当煩雑になることが想定されます。
今後の情報については、注意が必要です。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.  All Rights Reserved.

# 電子取引～その他

＜従業員が会社の経費を立替た場合（問8）＞

従業員が支払先から領収書等を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当する。

＜バックアップデータの保存（問18）＞

バックアップデータの保存は、要件とはなっていませんが、電磁的記録は記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による劣化等が生じる恐れがあることから、バックアップデータを保存することが望まれます。

＜電子データに関連して改ざん等の不正が把握された場合（問40）＞

電子取引により授受した取引データを削除、改ざんするなどして、売上除外や経費の水増しが行われた場合等は、重加算税が10％上乗せされます。

＜電子取引を行った場合、取引情報をデータとして保存する場合どのような保存方法が認められますか（問27）＞

| 項目 | 保存方法 |
|---|---|
| 1. 電子メールに請求書が添付 | ① 電子メールそのものをサーバ等に保存する。<br>② 添付された請求書等をサーバ等に保存する。 |
| 2. 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合 | ① PDF等をダウンロードできる場合、ウェブサイトに領収書等を保存又はウェブサイトから領収書等をダウンロードして保存。<br>② HTMLデータで表示される場合、、ウェブサイトに領収書等を保存又はウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存又はHTMLデータをPDF等に変換して保存する |
| 3. 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受 | ① クラウドサービスに領収書等を保存する。<br>② クラウドサービスから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存 |
| 4. 従業員がアプリを利用して経費を立替えた場合 | ① 従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールに送信させて自社システムに保存する。なお、その場合スクリーンショットによる領収書の画像データでも可能。 |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度に対する準備

〈会社で決めなければならないこと〉

| 保存ルール | 検索ルール | 保存場所 |
| --- | --- | --- |
| ・改ざん、削除の防止と予防れ<br>・例(タイムスタンプの付与、訂正履歴が残るシステムの利用、事務規定の作成) | ・すぐに見つけられるようルール付け<br>・例(エクセル管理、ファイル名管理、専用システムの利用) | ・データの置き場所<br>・例(サーバー、NAS,クラウドサービス、専用文書管理システムの導入) |

＜その他準備＞

- 対象となる電子取引の洗い出し
- 社内規程やルールの整備
- システムの選定
- 社員への告知
- 自社から送付する請求書等についての電子化の検討

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子取引の保存制度～消費税との関係

＜電子取引の法人税・消費税の関係＞

法人税及び所得税 ⇒ 電磁的記録による保存が義務化された。保存要件に従っていない場合は、青色申告取り消しもあり得る。

消費税 ⇒ 仕入税額控除を受けるためには、原則、紙の請求書等の保存が必要。

→ やむを得ない理由がある場合は、紙の請求書等の保存は不要となる。相手から請求書等のデータのみを受領した場合も、やむを得ない理由に当たる。

⇩

法定記載事項に加えて，その「やむを得ない理由」及び「課税仕入れの相手方の住所等」を帳簿に記載して保存すれば紙の請求書等の保存がなくても仕入税額控除の要件を満たすことができる。

帳簿上，請求書等の電子データのみ提供を受けた取引に何らかの「記号」を付し，この「記号」について，別途，下記のような説明を記載した文書を合わせて保存しておくなどの対応も考えられる。
「帳簿に「記号」を付した取引は，仕入先から電子データでのみ請求書等の提供を受けた取引であり，請求書等の交付を受けなかったことにつき「やむを得ない理由がある場合」に該当する。仕入先の住所については支払データの中に入力された取引先コードに登録の内容の通り。」
＜前提＞
① 振込み処理の前提として取引先マスターを設定しており，その設定の際に仕入先の住所も入力している
② 帳簿の中に取引先コードを入力しており，取引先コードと取引先の住所を取引先マスターの設定内容の中で紐づけできている

一問一答問21　消費税においては、電磁的記録を書面に出力することにより保存することも認められています。

帳簿に右記の事項を記載又は紙で出力のどちらかで対応？

令和5年10月からスタートするインボイス制度では，電子インボイスを受領した場合の規定が設けられており，電子取引制度の要件に従い保存すれば，仕入税額控除の要件を満たすことができる。このため，帳簿に「やむを得ない理由」等の記載が必要となるのは，インボイス制度開始の前までとなります。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 電子帳簿書類の保存について

＜電子帳簿保存法の概要＞

① 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等（電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」という）による保存等が認められます。（法4①②、5）
また、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます。（法4③）
② 所得税及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければなりません。（法7）

＜電磁的記録とは＞

① 電磁的記録とは、情報（データ）それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、一定の媒体上にて使用し得る（一定の順序によって読み出すことができる）情報が記録・保存された状態にあるものをいいます。（取扱通達4-1）
具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存された状態にあるものをいいます。

＜COMとは＞

① COM（電子計算機出力マイクロフィルム）とは、電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう（法2七）。電磁的記録と同様にパソコン上で作成したデータを写真フィルムで保存する方法です。

＜マイクロフィルムとは＞

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

国税関係帳簿書類：自分で作った帳簿、決算書、見積書、請求書など
→ 印刷しないで電子データのまま保存すれば良い

| | | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|---|
| 電子帳簿等保存 | 仕訳帳・総勘定元帳<br>決算書類<br>納品書・請求書等自己発行の控え書類 | ① 3か月前迄に税務署長の承認が必要<br><br>② 取引年月日、勘定科目、取引金額その他帳簿の書類に応じた主要な記録項目で検索 | ① 承認制度は廃止<br><br>② 検索項目は、取引年月日、取引金額、取引先に限定された。<br>③ 優良帳簿制度が整備 |

市販の会計ソフトでJIIMAが認証しているものであれば、対応していると考えられます。（JIIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）が認証を行っています。）

若しくは

要件

① システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書等）を備え付けること（関係書類等の備付け）

② 帳簿に係る電磁的記録の保存場所に、その電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ等の操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイに速やかに出力できる（見読可能性の確保）

③ 国税庁等の職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること（国税庁等の職員の質問検査権に基づく資料提供）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/11.htm

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

本文へ ▸ English ▸ 文字拡大・読み上げ ▸ 利用者別に調べる ▸ サイトマップ

ホーム | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / JIIMA認証情報リスト

## JIIMA認証情報リスト

電子帳簿保存、電子書類保存及びスキャナ保存制度に関して、申請者の予見可能性を向上させ、またその手続負担を軽減させる観点から、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（以下、市販のソフトウェア等）を対象に、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（ＪＩＩＭＡ）による要件適合性の確認（「認証」）を受けたものを利用する場合については、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することを可能としています（令和元年（2019年）9月30日以後に行う承認申請から適用。）。

また、電子取引についても、予見可能性を向上させるため、同様に認証制度を設けました。

市販のソフトウェア等のうちＪＩＩＭＡの認証を受けているものについては、以下のリンクをご確認ください。

- ＪＩＩＭＡ認証情報リスト（電子帳簿ソフト）（令和3年9月21日現在）（PDF/70KB）
- ＪＩＩＭＡ認証情報リスト（電帳法スキャナ保存ソフト）（令和3年9月13日現在）（PDFファイル/68KB）
- ＪＩＩＭＡ認証情報リスト（電子書類ソフト）（令和3年9月28日現在）（PDFファイル/54KB）
- ＪＩＩＭＡ認証情報リスト（電子取引ソフト）（令和3年9月28日現在）（PDFファイル/54KB）

法令等
- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

弥生会計、会計王、ICS,ミロク、エプソン、PCA会計他が含まれています。バージョンによっては、対応していないものもありますので、注意が必要です。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 電子関係帳簿とは

＜国税関係帳簿とは（法人税法施行規則54条～59条）＞

| 区分 | 対象書類 |
|---|---|
| 帳簿 | 現金出納帳・仕訳日記帳・総勘定元帳・売掛帳・買掛帳・固定資産台帳・賃金台帳 |
| 取引関係書類 | 注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、請求書・納品書 |
| 決算関係書類 | 貸借対照表・損益計算書・棚卸表 |

＜電磁的記録による保存が認められない国税関係帳簿書類（問4）＞

① 電磁的記録による保存等が認められる国税関係帳簿は、自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成するものであることから、手書きで作成された国税関係帳簿については、電磁的記録による保存等は認められません。なお、国税関係帳簿書類については、自己が一貫してコンピュータを使用して作成するもののほか、書面で作成又は受領したものについても、スキャン文書による保存が認められます。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化：電子帳簿の改正事項

| 保存要件概要 | | 改正前 | 改正後 優良 | 改正後 その他 |
|---|---|---|---|---|
| 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | ○ | ○ | － |
| 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | ○ | ○ | － |
| 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること | | ○ | ○ | － |
| システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること | | ○ | ○ | ○ |
| 保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと | | ○ | ○ | ○ |
| 検索要件 | ① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること<br>》 改正後、記録項目は**取引年月日、取引金額、取引先**に限定 | ○ | ○ | － |
| 検索要件 | ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること | ○ | ○※1 | － |
| 検索要件 | ③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること | ○ | ○※1 | － |
| 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること | | － | －※1 | ○※2 |

※1　保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2　“優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化：電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

〈電子帳簿保存の要件のまとめ〉

優良帳簿

| 項目 | 要件 | 要件の内容 | 電子帳簿保存のみ受ける場合 | 電子帳簿保存＋過少申告加算税のメリットを受ける場合 |
|---|---|---|---|---|
| 事前承認 | 承認申請書の提出 | 事業年度開始の日前3か月前の日までに承認申請書等の提出が必要 | 不要 | あらかじめ届出書の提出が必要 |
| 真実性の確保 | ①訂正・削除履歴の確保 | 帳簿に係る電磁的記録に係る記載事項について訂正又は削除を行った場合に、その内容を確認できること等 | | 必要 |
| | ②相互関連性の確保 | 帳簿に係る電磁的記録の記載事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記載事項との間に相互関連性を確認できること | | 必要 |
| | ③関係書類等の備付け | システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書等）を備え付けること（規則2条2①） | 必要 | 必要 |
| 可視性の確保 | ①見読可能性の確保 | 帳簿に係る電磁的記録の保存場所に、その電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ等の操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイに速やかに出力できる（規則2条2②） | 必要 | 必要 |
| | ②検索機能の確保 | ・一定の検索機能（取引年月日、勘定科目、取引金額）を確保しておくこと。<br>・日付、金額は範囲を指定して条件を設定することができること。<br>・2つ以上の任意の記録事項を合わせて検索できること | | 必要 |
| 改正により追加 | 国税庁等の職員の質問検査権に基づく資料提供 | 国税庁等の職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること（規則2条2③） | 必要 | 必要 |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 優良帳簿の要件

## 【参考1】優良電子帳簿の主な要件（電帳法8④，電帳規5⑤等）

・電子データの訂正・削除・追加の履歴の確保
・各帳簿間での記録事項の相互関連性の確保
・検索機能の確保　等

この帳簿とは，「仕訳帳」や「総勘定元帳」等の帳簿のことで（法規54 等），税法上保存を求められる帳簿を全て，優良電子帳簿の要件を充足する形で保存が必要となる。このため，法人が作成する「現金出納帳」，「固定資産台帳」，「売掛帳」，「買掛帳」，「経費帳」等も保存する必要がある（同問36）。
例えば，「仕訳帳」等は優良電子帳簿として要件を充足する形で電子データ保存がされていたが，「固定資産台帳」は税務会計の基幹システムとは別個にエクセル等の表計算ソフトで管理しており，要件を充足する形では電子データ保存がされていなかったとする。この場合，帳簿の一つである「固定資産台帳」が優良電子帳簿としての要件を充足しないため，軽減措置の適用を受けることはできない（【参考2】）。

## 【参考２】優良電子帳簿の過少申告加算税の軽減措置の適用がないケース

| | | | |
|---|---|---|---|
| 仕訳帳等 | 要件充足し電子データ保存（優良電子帳簿） | 固定資産台帳 | 要件充足せず電子データ保存（優良電子帳簿でない電子帳簿） |

➡ 固定資産台帳が優良電子帳簿に該当しないため，軽減措置の適用はない

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.  All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化：電子帳簿保存制度の抜本的な見直し

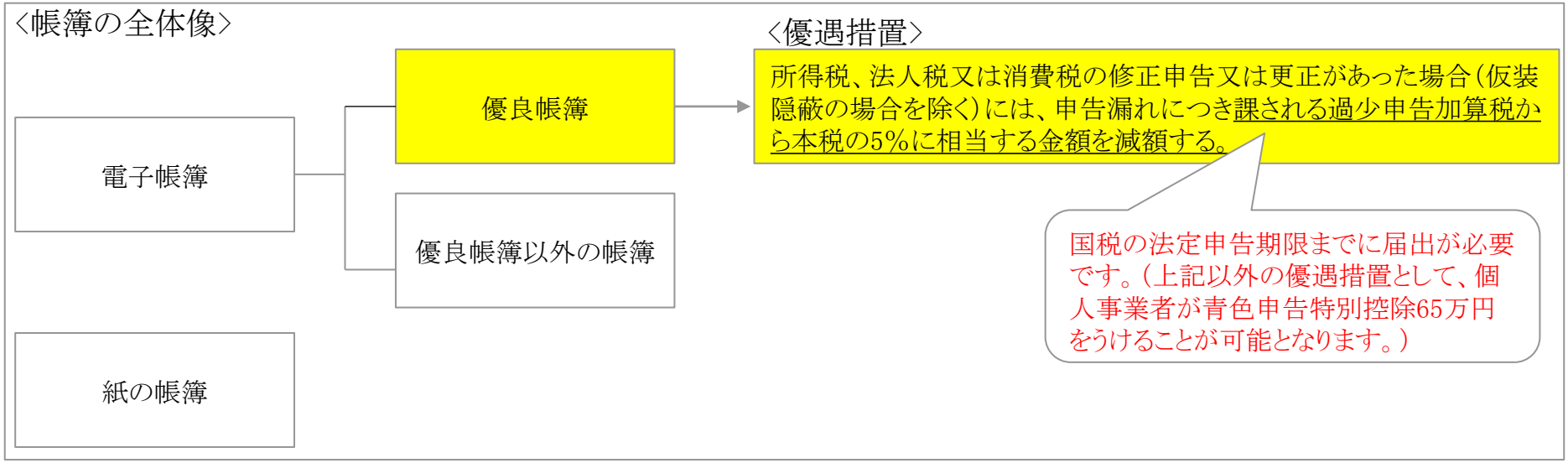


〈メリット・デメリット〉

| 項目 | メリット | デメリット | 採用する会社 |
|---|---|---|---|
| 紙の帳簿 | ・税務調査の効率が悪くなる。<br>・現物で保存するため破損し難い。 | ・総勘定元帳当を印刷しなければならない。<br>・帳簿の保管スペースが必要 | ・税務的にグレーな会社 |
| 優良帳簿以外の帳簿 | ・総勘定元帳当を印刷しなくてよい。<br>・書類の保管スペースがいらない。 | ・税務調査等で効率が高まる。<br>・データが消えるリスクがある。 | ・規模が大きな会社で、紙による帳簿の維持コストが高い会社 |
| 優良帳簿 | ・過少申告加算税が5%減額される。<br>・総勘定元帳等を印刷しなくてよい。<br>・書類の保管スペースがいらない。 | ・税務調査等で効率が高まる。<br>・要件が多い。<br>・帳簿に係る電磁的記録に係る記載事項について訂正又は削除を行った場合に、その内容を確認できる。<br>・データが消えるリスクがある。 | ・規模が大きな会社で、紙による帳簿の維持コストが高い会社で、かつ、税務的に不正が一切ない超優良会社 |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# スキャナ保存制度の抜本的な見直し

| | | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|---|
| スキャナ保存 | 相手発行の領収書<br>相手発行の請求書<br>相手発行の見積書<br>相手発行の注文書<br>相手発行の納品書 | ① 3か月前迄に税務署長の承認が必要<br><br>② 受領者本人がスキャンする場合に、自署ならびに3日以内のタイムスタンプ付与が必要<br><br>③ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他帳簿の書類に応じた主要な記録項目で検索<br><br>④ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査、再発防止策の社内規程整備）への対応が必要<br><br>⑤ 罰則規定はなし | ① 承認制度は廃止<br><br>② 自署が不要<br><br>③ タイムスタンプの付与期間が2か月＋7営業日以内に<br><br>④ 訂正削除の履歴が確認できるシステムを用いればタイムスタンプ不要<br><br>⑤ 検索項目は、取引年月日、取引金額、取引先に限定された。<br><br>⑥ 適正事務処理要件の廃止<br><br>⑦ 仮装、隠蔽があった場合に課せられる重加算税が10%アップ |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化：電子帳簿保存法の概要・スキャナ保存制度の見直し

- 紙保存が原則である税務関係の帳簿書類につき、以下３つの類型に基づき、データ保存が可能となっている。

➢ 自己が電子的に作成する帳簿書類
**【①帳簿書類の電子保存】**

➢ 取引の相手方から受領する書類

**【②書面で受け取った請求書等のスキャナ保存】**

**【③電子的に受け取った請求書等のデータ保存】**

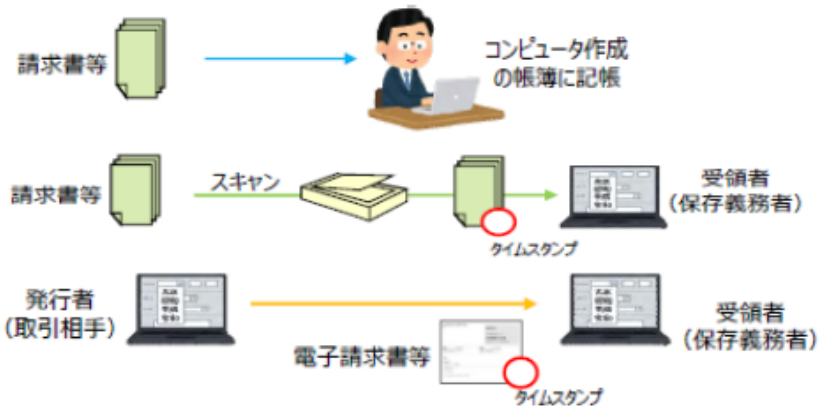


- 特にスキャナ保存導入のボトルネックであった厳しい**内部統制要件を抜本的に見直し**、ペーパレス化を一層促進。

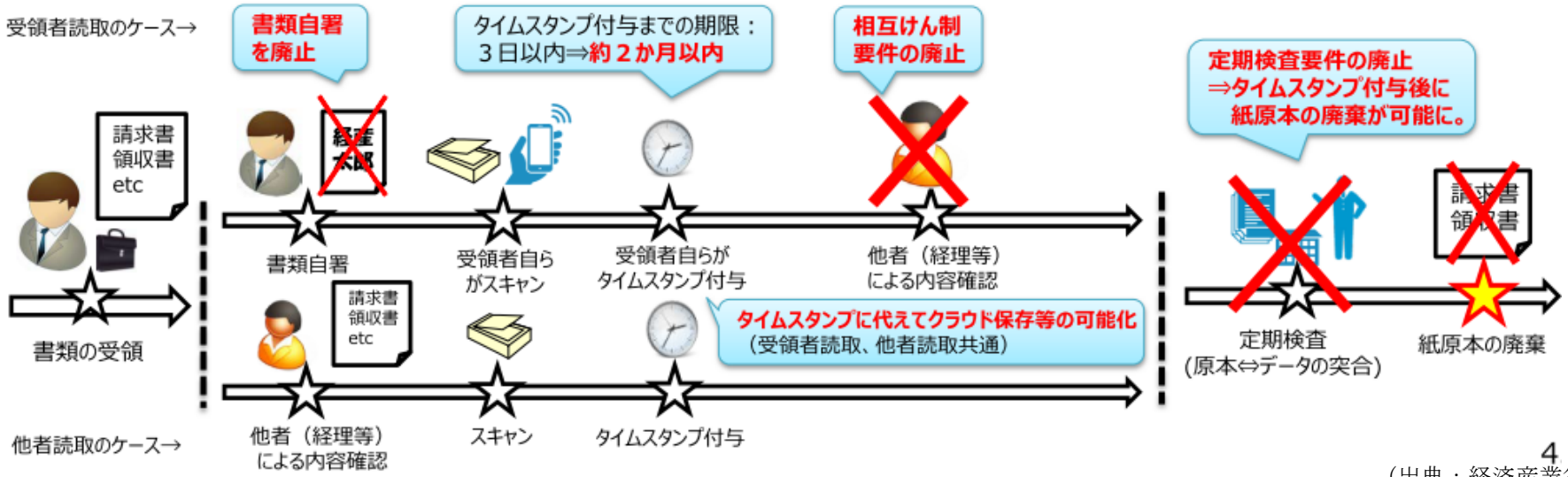


4

（出典：経済産業省資料）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化:スキャナ保存制度の見直し

資金や物の流れに直結・連動する書類
(例)契約書、納品書、請求書、領収書など

→ 重要書類

→ 過去分重要書類
※承認を受けた日前に作成した重要書類

適用届出書の提出が必要です。

資金や物の流れに直結・連動しない書類
(例)見積書、注文書、検収書など

→ 一般書類

※過去に受領した一般書類もスキャナ保存可能
届出書の提出は不要

○　過去分重要書類については当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る)の備付が必要です。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# 納税環境のデジタル化:スキャナ保存制度の見直し

## 国税関係帳簿書類のスキャナ保存の区分

| | | |
|---|---|---|
| 決算関係書類 | 帳　簿 | 仕訳帳<br>総勘定元帳<br>一定の取引に関して作成されたその他の帳簿 |
| | 計算、整理又は決算関係書類 | 棚卸表<br>貸借対照表・損益計算書<br>計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類 |

スキャナ保存対象外

スキャナ保存対象外

| | 書類の名称・内容 | 書類の性格 | 書類の重要度（注） | | スキャナ保存対象 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 重要書類 | ・契約書<br>・領収書<br>及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの<br>並びにこれらの写し | 一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真実性を補完する書類 | 資金や物の流れに直結・連動する書類のうち特に重要な書類 | | 速やかに入力<br>・<br>業務サイクル後速やかに入力 | |
| 重要書類 | ・預り証<br>・借用証書<br>・預金通帳<br>・小切手<br>・約束手形<br>・有価証券受渡計算書<br>・社債申込書<br>・契約の申込書（定型的約款無し）<br>・請求書<br>・納品書<br>・送り状<br>・輸出証明書<br>及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの<br>並びにこれらの写し | 一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類 | 資金や物の流れに直結・連動する書類 | | | |
| 一般書類 | ・検収書<br>・入庫報告書<br>・貨物受領証<br>・見積書<br>・注文書<br>・契約の申込書（定型的約款有り）<br>及びこれらの写し | 資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類 | 資金や物の流れに直結・連動しない書類 | 重要度・低 | | 適時に入力 |

（注）　重要度が低以外のものがいわゆる重要書類（法第４条第３項に規定する国税関係書類のうち、規則第２条第７項に規定する国税庁長官が定める書類以外の書類）、重要度が低のものが一般書類（規則第２条第７項に規定する国税庁長官が定める書類）です。

スキャナ保存対象外

早期入力方式（7営業日以内）

又は

業務処理サイクル方式
（最長2か月7営業日）
※業務処理規定を定めている場合に限る。

適時入力

（電子帳簿保存法一問一答より）

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# スキャナ保存～業務フロー

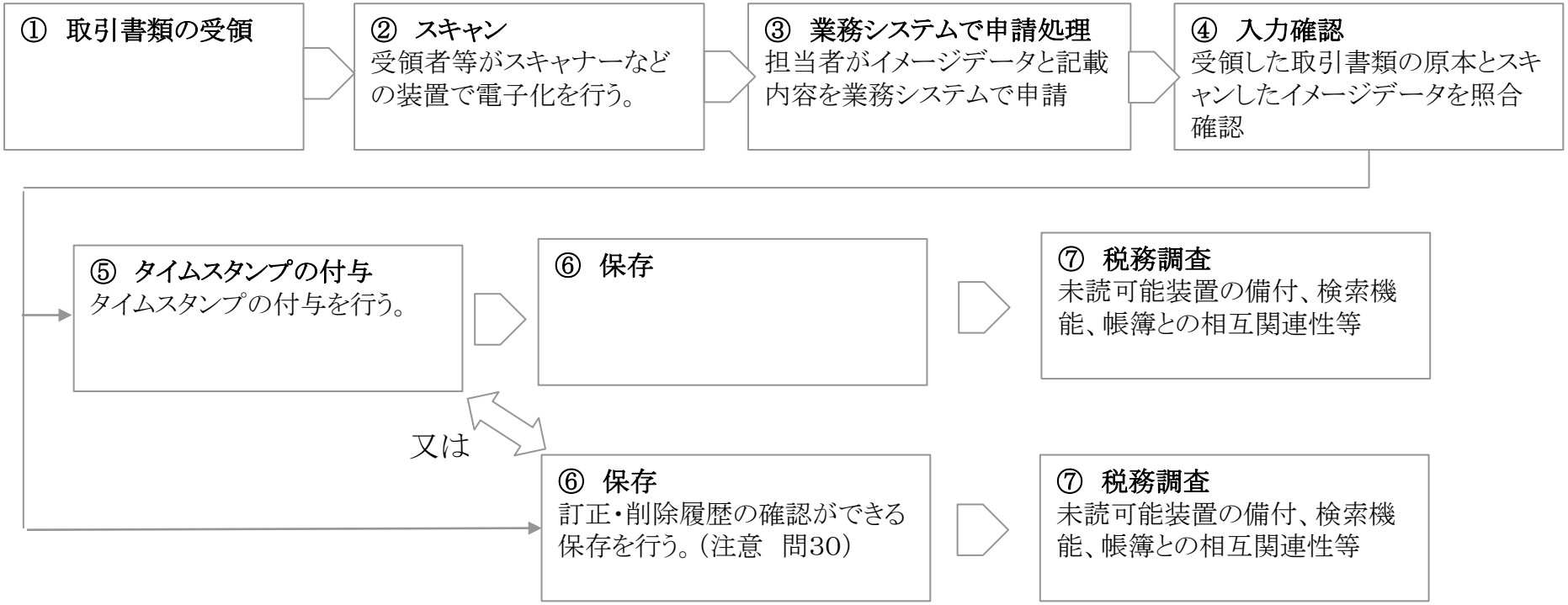


Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation. All Rights Reserved.

# スキャナ保存要件一覧

| 4条3項<br>(スキャナ保存要件) | 補足 | 重要書類 | 一般書類 | 過去分重要書類 |
|---|---|---|---|---|
| ⑥入力期間の制限 | ・早期入力方式(概ね7営業日以内)<br>・業務処理サイクル方式(業務処理規定を定めている場合、最長2か月7営業日以内)※国税庁HPに業務処理規定のサンプル有 | ○ | | |
| ②一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り | ・一般書類の場合、カラー画像ではなくグレーススケールでの保存可能<br>・200dpi／256階調以上 | ○ | ○ | ○ |
| ⑤　タイムスタンプ付与 | ・履歴管理若しくは訂正削除不可のシステムに保管する場合は、タイムスタンプは不要とすることができる。(注) | ○ | ○ | ○ |
| ②大きさ情報の保存 | 受領者等が読み取る場合、A4以下の書類の大きさに関する情報は保存不要。圧縮して保存してもOK | ○ | | ○ |
| ⑦ヴァージョン管理 | 訂正又は削除の事実及び内容の確認等 | ○ | ○ | ○ |
| ④入力者等情報の確認 | 入力者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにする | ○ | ○ | ○ |
| ⑦　スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持 | | ○ | ○ | ○ |
| ⑦見読可能装置の備付け | 14インチ以上のカラーディスプレイ、4ポイント文字の認識 | ○ | | ○ |
| ⑦整然・明瞭出力 | | ○ | ○ | ○ |
| ⑦電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け | | ○ | ○ | ○ |
| ⑦検索機能の確保 | ・属性検索(日付と金額は範囲を指定した検索)ができ、かつ、2つ以上の任意の属性の組み合わせ検索ができる<br>・ダウンロードの求めに応じることができる場合には、取引年月日その他の日付、取引金額、取引策を検索の条件として設定することができればOK.(属性検索要件は不要となる) | ○ | ○ | ○ |

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.

# スキャナ保存～タイムスタンプの付与

問 30　訂正削除履歴の残る（あるいは訂正削除できない）システムに保存すれば、タイムスタンプの付与要件に代えることができるでしょうか。

【回答】

そのシステムに入力期間内に入力したことを確認できる時刻証明機能を備えていれば、タイムスタンプの付与要件に代えることができます。

【解説】

国税関係書類についてスキャナ保存する場合には、その国税関係書類に係る記録事項にタイムスタンプを付与することが要件として規定されており（規２⑥二ロ）、当該保存義務者が訂正削除履歴の残る又は訂正削除できないシステムに保存する方法により規則第２条第６項第１号の入力期限内に当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合には、その確認をもって当該タイムスタンプの付与要件に代えることができることとされています。

この訂正削除履歴の残る（あるいは訂正削除ができない）システムでタイムスタンプ付与の代替要件を満たすためには、タイムスタンプが果たす機能である、ある時点以降変更を行っていないことの証明が必要となり、保存義務者が合理的な方法でこの期間制限内に入力したことを証明する必要があると考えられます。

その方法として、取扱通達４－28 では例えば、ＳａａＳ型のクラウドサービスが稼働するサーバ（自社システムによる時刻の改ざん可能性を排除したシステム）がＮＴＰサーバ（ネットワーク上で現在時刻を配信するためのサーバ）と同期しており、かつ、スキャナデータが保存された時刻の記録及びその時刻が変更されていないことを確認できるなど、客観的にそのデータ保存の正確性を担保することができる場合が明示されています。

利用するシステムにおいて、スキャナデータが保存された時刻が記録されない場合及びその時刻が変更されていないことを確認できない場合は、結果としてタイムスタンプの付与が必要となります。

「SaaS」は「Software as a Service」の略で、「サース」または「サーズ」と呼びます。ベンダーが提供するクラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネット経由してユーザーが利用できるサービスです。

Copyright ⓒ 2021 Shin-Yamato Tax Corporation.　All Rights Reserved.